第1章 計画の策定にあたって

- 1. 計画策定の趣旨
- 2. 計画の基本理念
- 3. 計画の性格
- 4. 計画の期間

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

平成11年(1999)6月、男女平等の実現に向け、男女共同参画社会の実現を最重要課題と位置付け、総合的計画的に推進する「男女共同参画社会基本法」が制定されました。

鹿島市においては平成16年3月に「かしま男女共同参画プラン」を策定し、平成16年度から平成25年度の計画期間において、男女共同参画のための様々な施策を総合的かつ計画的に進めてきました。

しかしながら、少子高齢化に伴う人口構成の変化や家族形態の変化や男女の生き方の多様化が進む中で、これまでの男女における偏見や固定的な性別役割分担意識は解消されつ っも依然として根強く残っています。

また、暴力の問題も存在し、男女共同参画を実現する上で多くの課題を解決し、改善していかなければいけません。

この様な状況をふまえ平成25年度で「かしま男女共同参画プラン」が終了するにあたり1年間の延長を行い、次の計画の策定に向けて平成26年度中に鹿島市男女共同参画プラン策定委員会で審議を重ねてきました。

今回の行動計画の内容は、前プランの考え方を基本に、DVを予防し被害者支援の施策 充実など新たな社会的な課題への対応などを総合的に勘案して作成しました。

ここに策定する「第2次鹿島市男女共同参画基本計画(男女共同参画プランⅡ)」は鹿島市が総合的かつ計画的に推進する男女共同参画社会の実現のための施策の展開を総合的体系的にまとめたものです。

2. 計画の基本理念

この計画は、男女共同参画社会基本法第3条から第7条に定められた5つの理念を、基本理念とし施策に反映させ推進します。

① 男女の人権の尊重

男女の個人としての人権が尊重され、性別による差別的取扱いを受けず、それぞれが能力を発揮する機会が確保されること。

② 社会における制度又は慣行についての配慮

性別による固定的な役割分担意識にとらわれず、男女が様々な活動ができるように 社会における制度又は慣行のあり方を考え、中立なものとするように配慮されること。

③ 政策等の立案及び決定への共同参画

男女が社会の対等なパートナーとして、あらゆる分野において政策や方針決定など に参画できる機会が確保されること。

④ 家庭生活における活動と他の活動の両立

家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすること。また、DVの防止、被害者支援の施策を積極的に行う。

⑤ 国際的協調

男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、国際的協調の下に行う。

3. 計画の性格

- ① この計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画です。
- ② この計画は、「女性活躍推進法(女性の職業生活における活躍に関する法律)」の趣旨を反映させ、女性の個性と能力が十分に発揮できる環境整備をめざす計画として策定しています。
- ③ この計画は、前「かしま男女共同参画プラン」(平成16年3月策定)の基本的な考え方を継承しています。
- ④ この計画は、国の「男女共同参画基本計画(第3次)」、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」や「佐賀県男女共同参画基本計画(2011-2015)」、「佐賀県DV被害者支援基本計画(改訂版)」を踏まえ鹿島市総合計画との整合を図りながら策定しました。
- ⑤ この計画は、平成26年9月~10月に住民基本台帳より市民1,000人を無作為抽出して実施した男女共同に関する「市民意識調査」の結果や、鹿島市男女共同参画プラン策定委員会(5回開催)の意見や議論を踏まえて策定しました。
- ⑥ この計画中「基本方向(V)」については「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)」第2条の3第3項に基づく「**鹿島市DV対策基本計画**」と位置付けます。

4. 計画の期間

計画の期間は、平成27(2015)年度から平成31(2019)年度までの5年間とします。

ただし、計画期間中に、「佐賀県男女共同参画基本計画(2011-2015)」の改訂や、「女性活躍推進法(女性の職業生活における活躍に関する法律)」の制定に伴う、新しい取り組みへの対応などが見込まれます。

このようなことから、国内外情勢、社会・経済環境情勢の変化や国・県の動向を見て必要があれば、計画期間の中途であっても、本計画の改定、もしくは随時、内容の見直しを行います。

第2章 計画策定の背景

- 1. 世界の動き
- 2. 国の動き
- 3. 佐賀県の動き
- 4. 鹿島市の取り組み

第2章 計画策定の背景

1. 世界の動き

- ○昭和50(1975)年、メキシコシティで開催された「国際婦人年世界会議」(第1回世界女性会議)で「世界行動計画」が採択され、各国の行動が開始された。この年は「国際婦人年」と定められた。
- ○昭和54(1979)年、「女子に対するあらゆる形態の差別撤廃に関する条約」(以下「女子差別撤廃条約」という。)が採択された。これは、「国際婦人の十年」の最大の成果と評されている。
- ○平成7(1995)年、北京で「第4回世界女性会議」が開催され、「北京宣言」と「行動綱領」 が採択された。「行動綱領」では、全世界が男女両性間における平和で公正で人間的な世界 を創るという目的達成に向かって、全ての人の緊急かつ集中的な行動が要求された。
- ○平成12 (2000) 年6月、ニューヨークの国際連合本部で、国連特別総会「女性 2000 年会議:21世紀に向けての男女平等・開発・平和」が開催され、男女平等の実現に向けた21世紀の基本路線となる「政治宣言」と、「更なる行動と発議(イニシアティブ)に関する文書(成果文書)」が採択された。この中には、あらゆる形態の暴力から女性を保護する目標や、「家事や育児に男性にも女性と同じ責任を共有するよう奨励する」など、男性の関与を強める努力目標が盛り込まれた。
- 〇平成20 (2008) 年、我が国は、女子差別撤廃条約の実施のためにとった国内措置等に関する第6回報告を国連へ提出した。
- ○平成21 (2009) 年、前年4月に提出した女子差別撤廃条約実施状況第6回報告に対する 女子差別撤廃委員会の最終見解が公表された。
- ○平成22 (2010) 年3月、第54回国連婦人の地位委員会(「北京+15」)が国連本部(ニューヨーク)で開催され、「北京宣言及び行動綱領」、「女性2000年会議成果文書」、「北京+10宣言」を再確認し、これらの完全実施に向けた貢献の強化を国際社会に求める「宣言」が採択された。

2. 国の動き

- ○昭和55(1980)年、「女子差別撤廃条約」に署名した。
- ○昭和60(1985)年6月、世界で72番目の女子差別撤廃条約の批准国となった。また、「国籍法」の改正、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律」(以下「男女雇用機会均等法」という。)の制定及び「労働基準法」の改正等が実現した。
- ○平成11 (1999) 年6月、「男女共同参画社会基本法」が公布・施行され、男女共同参画社会の実現が21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置づけられた。

- ○平成12 (2000) 年12月、「男女共同参画社会基本法」に基づき、「男女共同参画基本計画」が策定された。
- ○平成13 (2001) 年4月、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(以下「DV防止法」という。)が制定された。
- ○平成15 (2003) 年7月、「次世代育成支援対策推進法」が公布された。
- ○平成16 (2004) 年12月、「DV防止法」の一部改正を受け、「配偶者からの暴力の防止 及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」が策定された。
- ○平成17 (2005) 年12月、「男女共同参画基本計画」が改定された。
- ○平成19 (2007) 年4月、改正された男女雇用機会均等法が施行され、女性に対する差別の禁止が男女双方に拡大され、男性も均等法に基づく調停など個別紛争の解決援助が利用できるようになった。
- ○平成20 (2008) 年1月、改正された「DV防止法」が施行された。
- ○平成21 (2009) 年6月、仕事と子育ての両立支援を一層進めるため、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(育児・介護休業法)が改正され、 父親も子育てにより関われる働き方ができるような見直しが盛り込まれた。
- ○平成22 (2010) 年12月、第3次男女共同参画基本計画が策定された。
- ○平成26 (2014) 年10月、女性活躍推進法(女性の職業生活における活躍の推進に関する 法律)が国会に提出された。

3. 佐賀県の動き

- ○昭和60 (1985) 年、佐賀県婦人問題対策審議会の提言を踏まえ、「80年代佐賀県総合計画」の具体的方策として「佐賀県婦人問題対策の推進方策」が策定された。
- ○昭和63(1988)年、青少年女性課に婦人係を新設し、女性行政が進められた。
- 〇平成 2 (1990) 年、「さが女性プラン 2 1」を策定し、その推進項目であった佐賀県立女性 センター「アバンセ」が、平成 7 (1995) 年に開館した。
- ○平成13(2001)年、「佐賀県男女共同参画基本計画」(2001-2010)を策定、また、同年「佐賀県男女共同参画推進条例」を制定し、男女共同参画社会の実現に向けて、県と県民、事業者が一体となって取り組んでいくことが定められた。
- ○平成14 (2002) 年4月、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第3条に規定する「配偶者暴力相談支援センター」の機能を果たすべき施設として、婦人相談所及び県立女性センターを指定し、相談など被害者への支援が強化された。

- ○平成16 (2004) 年、女性に対する暴力の根絶を図るため、中・長期的課題について関係機関、団体が検討し、それぞれが行う事業を総合調整する「佐賀県DV総合対策センター」が全国で初めての取り組みとして、アバンセ内に設置された。併せて「佐賀県DV総合対策会議」が設置され、関係機関、団体の連携強化が図られた。
- ○平成17 (2005) 年、「佐賀県男女共同参画推進連携会議」が創設された。
- ○平成18 (2006) 年、「佐賀県DV被害者支援基本計画」を策定、「佐賀県男女共同参画基本計画」が改定された。
- ○平成21 (2009) 年3月、「佐賀県DV被害者支援基本計画」を改定し、被害者やその子どもへの精神的・心理的支援のための施策及び若年層に対する啓発教育施策、また、市町の役割を明確に定め、その取り組みを促すこと等が新たに加えられた。 また、「県立女性センター」が「県立男女共同参画センター」に名称変更になった。
- ○平成23(2011)年、「佐賀県男女共同参画基本計画」(2011-2015)が策定された。
- ○平成24 (2012) 年、性暴力支援センター・さが「さが mirai」が設置された。

4. 鹿島市の取り組み

- ○平成11 (1999) 年、「鹿島市男女共同参画社会づくり検討委員会」が発足した。
- ○平成13 (2001) 年7月に「鹿島市男女共同参画計画策定懇話会」を発足、検討委員会が そのまま活動を継続することになり、鹿島市の実態を把握するために市民の意識調査を行い、現状と課題について探っていった。
- 〇平成15 (2003) 年3月、鹿島市男女共同参画策定懇話会から「鹿島市男女共同参画社会 提言書」が提出された。
- ○平成15(2003)年11月、「鹿島市男女共同参画計画書策定委員会」が発足した。
- ○平成16 (2004) 年3月、「かしま男女共同参画プラン」が策定された。
- ○平成26(2014)年3月、「鹿島市男女共同参画プラン策定委員会」が発足した。
- ○平成26(2014)年7月、鹿島市男女共同参画プラン策定委員会を開催した。
- ○平成26(2014)年9月~10月男女共同参画に関する市民意識調査を実施した。
- ○平成27 (2015) 年3月、鹿島市男女共同参画プラン策定委員会を開催(通算5回)し、「第2次鹿島市男女共同参画基本計画 鹿島市DV対策基本計画」を取りまとめ鹿島市へ提出した。
- ○平成27 (2015) 年5月、「第2次鹿島市男女共同参画基本計画・鹿島市DV対策基本計画」 を策定した。